

公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会（略称JOC S）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 従たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジアを始め海外諸国の保健医療事情向上のためにキリストの愛の精神に基づき保健医療協力を推進し、もってすべての人が支えあう「みんなで生きる」平和な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 海外諸国へキリスト者保健医療従事者の派遣
(2) 海外諸国の保健医療従事者の研修に対する奨学金支援
(3) 保健医療協力活動に関する人材の育成
(4) 海外諸国で保健医療活動及び災害復興支援活動を行う団体に対し、その活動に必要な資源の提供
(5) 本邦において、世界の困難な環境におかれた人々の状況の周知、及び国際協力活動に関する支援及び協働を育む機会の提供
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項各号の事業は、本邦及び海外諸国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。
(1) 社員会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2) 一般会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
2 前項の会員のうち社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 3 一般会員に関する資格の得喪については、別に理事会の決議により定めるものとする。

(社員会員の資格の取得)

第6条 この法人の社員会員になろうとする者は、会長に対して、理事会の定めるところにより、申し込まなければならない。

- 2 社員会員の入会及び一般会員から社員会員への種別の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 社員会員及び一般会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 社員会員は、その旨を会長に届け出ていつでも任意に退会することができる。

(除名)

第9条 社員会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員会員が同意したとき。
- (3) 当該社員会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 この法人は、社員会員及び一般会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時の社員総会を開催することができる。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の決議に基づき常務理事が招集する。

- 2 総社員会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員会員につき各1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員会員の議決権の過半数を有する社員会員が出席し、出席した当該社員会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 社員総会に出席することができない社員会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の社員会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前3項の規定の適用については、出席した社員会員とみなす。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席社員会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長及び常務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその親族その他法令で定める特殊の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長及び常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を

代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、費用の弁済をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に特別の定めがあるときはこの限りでない。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集す

る。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定については、一般法人法第91条第2項に定める会長及び常務理事による理事会報告については、適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長及び常務理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長及び常務理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、

第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所にその写しを3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿、社員会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第37条 会長及び常務理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず第40条の規定はこれを変更することができない。

（解散）

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(附則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第21条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は小島莊明、常務理事は畑野研太郎とする。